

# 県産材利用促進協定について

## 【内容】

1. 木材利用促進法の改正
2. 岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例
3. 県産材利用促進協定について

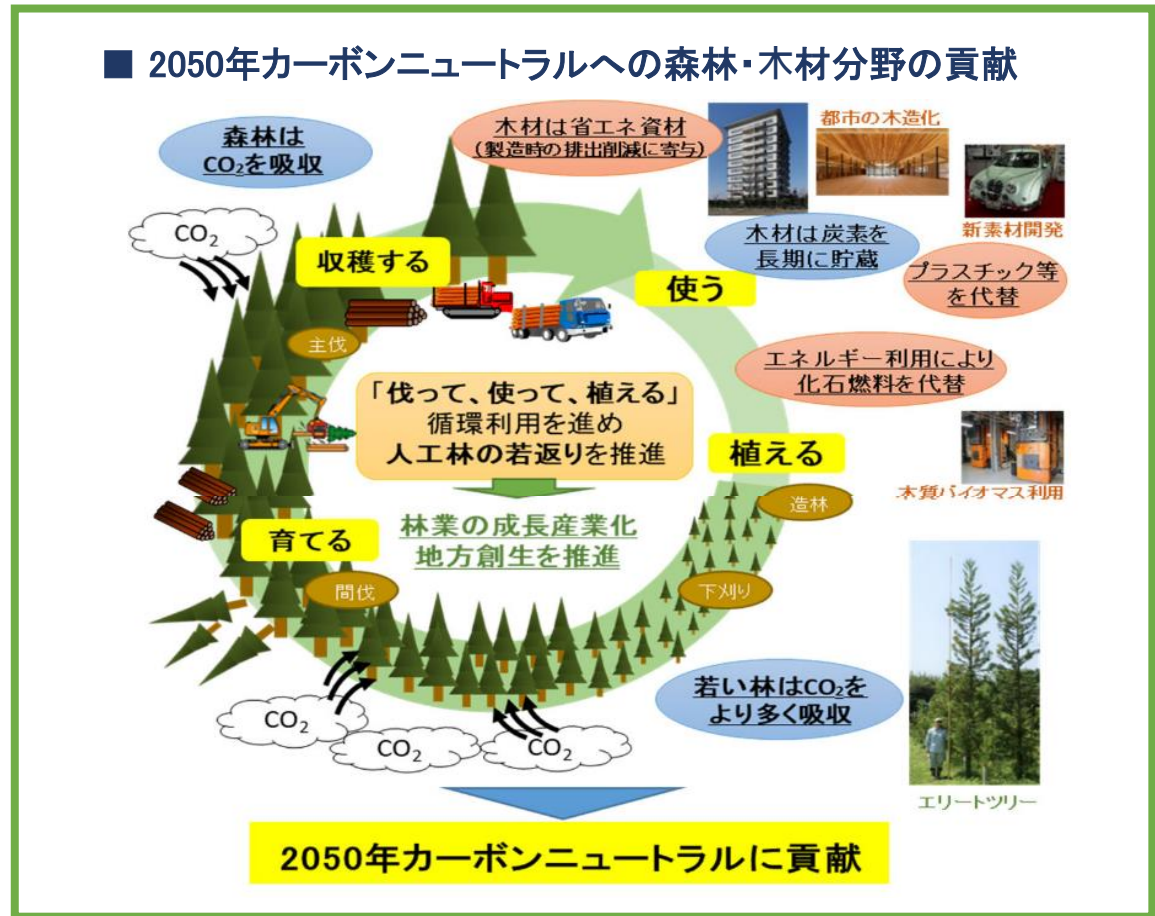
林政部 県産材流通課  
木造建築推進室 消費対策係



# 1-1. 木材利用促進法改正の背景

2020年10月に日本は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする「2050年カーボンニュートラル」を宣言。

森林は二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を吸収し、**固定**するとともに、木材として建築物などに利用することで炭素を**長期間貯蔵可能**です。加えて、省エネ資材である木材の利用等は**二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出削減**にも寄与します。



林野庁：改正公共施設等木材利用促進法の概要

# 1-2. 改正法の内容

## 【法律名の変更】

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律

・ 「脱炭素社会の実現に資する」を追加

・ 公共施設 → 民間建築物を含む建築物一般

## 【主な改正の内容】

### ○新設項目

- ①木材利用の促進に関する基本理念を新設
- ②建築物木材利用促進協定制度の創設
- ③建築物における木材利用を促進するための必要な措置
- ④木材利用促進の日（10月8日）と木材利用促進月間（10月）

### ○追加項目

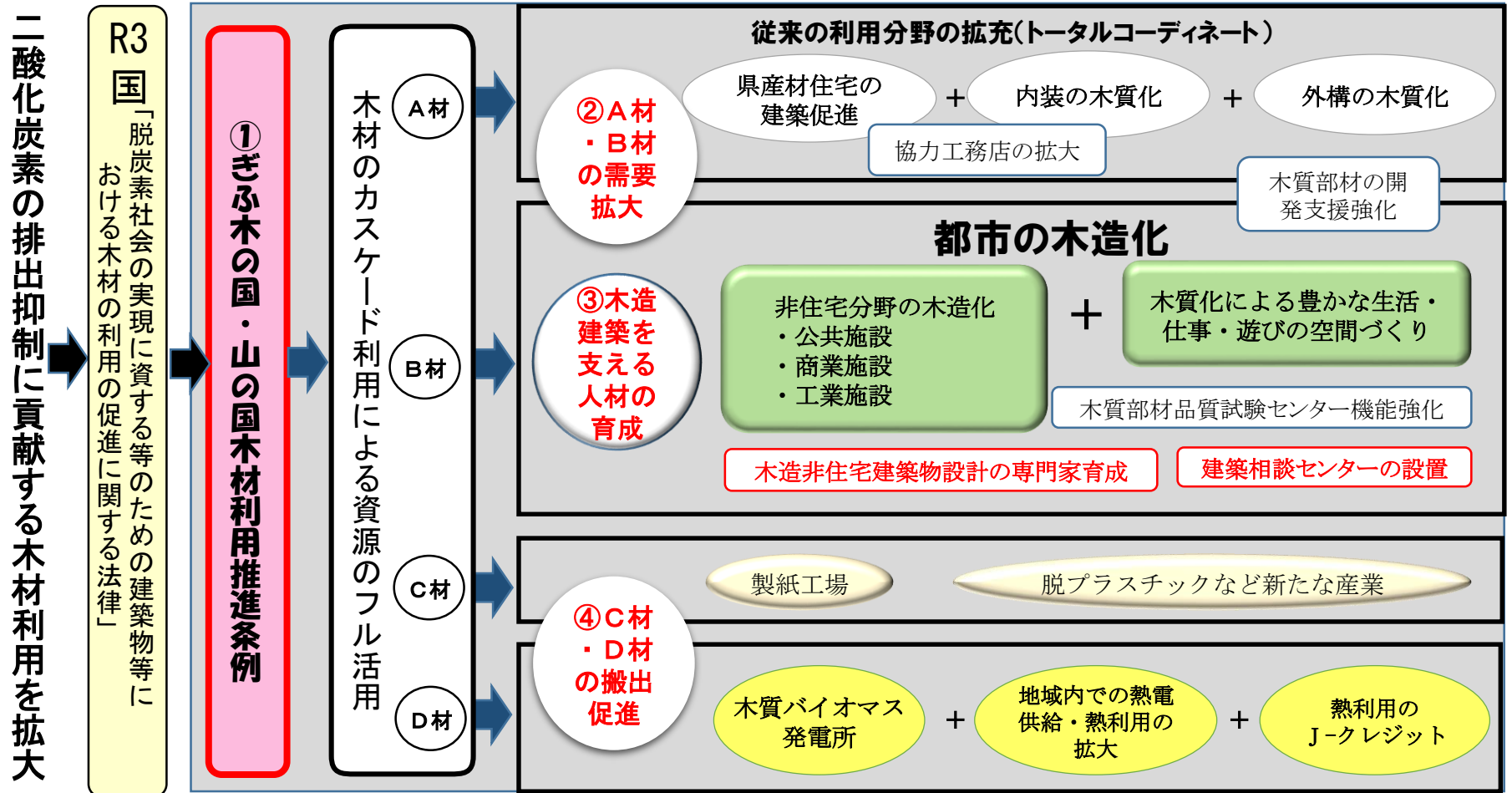
- ①脱炭素社会の実現を位置づけ
- ②木材利用促進の対象を公共施設から建築物一般に拡大
- ③林業・木材産業の事業者に対して建築用木材等の適切かつ安定的な供給に努める

○令和3年10月1日施行

# 2-1. 第4期岐阜県森林づくり基本計画(R4~R8)

## 都市の木造化・脱炭素社会の実現に向けた県産材の需要拡大

【概要】都市部での木造化を進め、炭素を貯留するとともに、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用により二酸化炭素の排出を削減し、脱炭素社会づくりに貢献する。



# 2-2. 岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例

令和4年12月20日公布、令和5年4月1日施行

## 1 目的

(1) 脱炭素社会の実現 (2) 循環型社会の形成 (3) 地域経済の活性化

## 2 基本理念

- (1) 将来にわたり継続的に県産材の利用が図られること。
- (2) 持続可能な森林の経営管理が図られること。
- (3) 県産材の経済的な価値の増加が図られること。

## 3 関係者の責務等

- (1) **県の責務**：県産材の利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進、  
関係者との協働及び連携、市町村への協力
- (2) **森林所有者の役割**：所有する森林の適正な整備及び保全
- (3) **事業者の役割**：他の事業者との相互の連携、県産材の利用、県の施  
策への協力
- (4) **県民の役割**：県産材の利用についての理解、県産材の積極的な利用

## 4 県産材利用推進計画の策定

県産材の利用の促進に必要な施策に関する基本的事項や目標等を位置付け

# 2-3. 岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例

## 5 県の主要な施策

(1) 建築物等における県産材の利用の促進

(2) 県の建築物等における県産材の利用

(3) 相談体制の整備

(4) 県産材利用促進協定

・県及び事業者は、事業者による県産材の利用に関する構想及び県による構想の達成に資するための情報の提供その他の支援に関する事項を定めた協定を締結することができる。

(5) 県産材の安定的かつ持続的な供給の確保

(6) 法令に適合して伐採された県産材の流通及び利用の促進

(7) 県産材等の販路の拡大

(8) 木質バイオマスの利用の促進

(9) 研究開発及び普及

(10) 人材の育成及び確保

(11) 炭素貯蔵量の認定

(12) 普及啓発

(13) 表彰

(14) 財政上の措置

(15) 実施状況の公表

# 3 - 1 . 県産材利用促進協定の概要

## 協定の目的

協定を締結し、建築主たる事業者等が、県と連携して県産材利用に取り組むことで、脱炭素社会・持続可能な社会の実現を目指します。

## 協定の特徴

- 県産材利用促進構想により協定を締結
  - ・「県産材の利用に関する構想」を作成
  - ・構想には、建築物の木造化・内装木質化や木製品の導入等の県産材利用の取組みを記載。
  - ・協定は県、建築主、林業・木材事業者等の間で締結

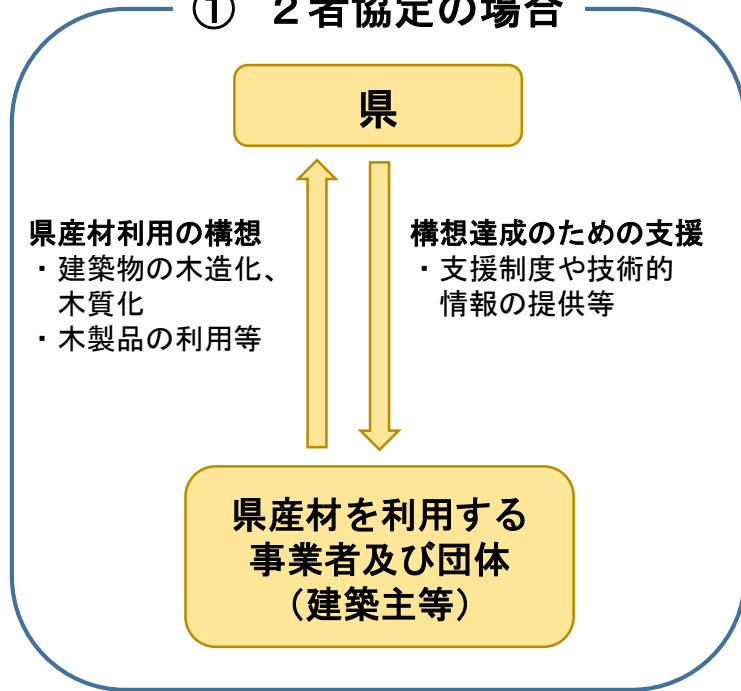
## メリット

- 県による、木材利用の指導や協力が得られ、**財政的な支援**を受けられる可能性が高まります。
- ホームページでの公表等により、当該事業者の**社会的認知度と社会的評価の向上**を図ります。
- 木材利用による環境保全への貢献で、**ESG投資など新たな資金獲得**につながる可能性があります。
- サプライチェーンの構築による**安定的な木材調達**ができます。

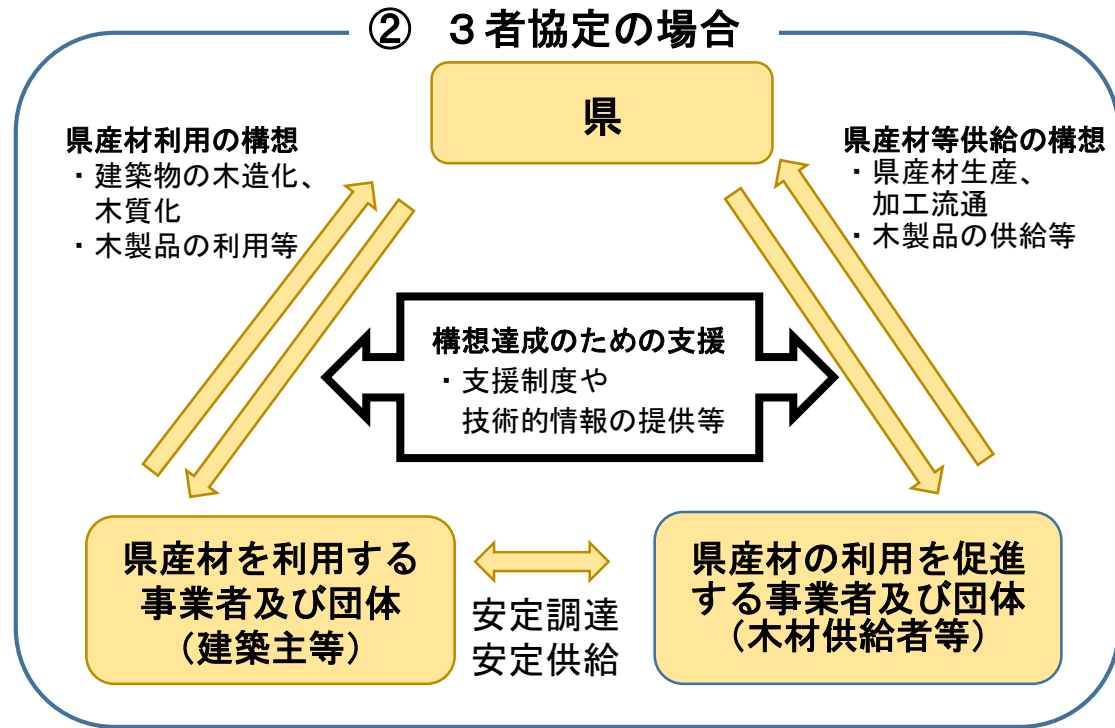
# 3-2 県産材利用促進協定のイメージ

協定のイメージ

## ① 2者協定の場合



## ② 3者協定の場合





# 3-3 「県産材利用促進協定」制度の手続き等

## 手続きの流れ

### 事前相談

- 協定締結を希望する事業者等から窓口（木造建築相談センター）へ事前相談

### 申入れ書

- 協定締結を希望する事業者等から県へ申請書を提出
- 内容が条例の目的や県産材利用推進計画に照らし適当か確認し、協定締結の応否を判断

### 協定書の調整

- 申請者と県が協議を行い、協定内容について調整

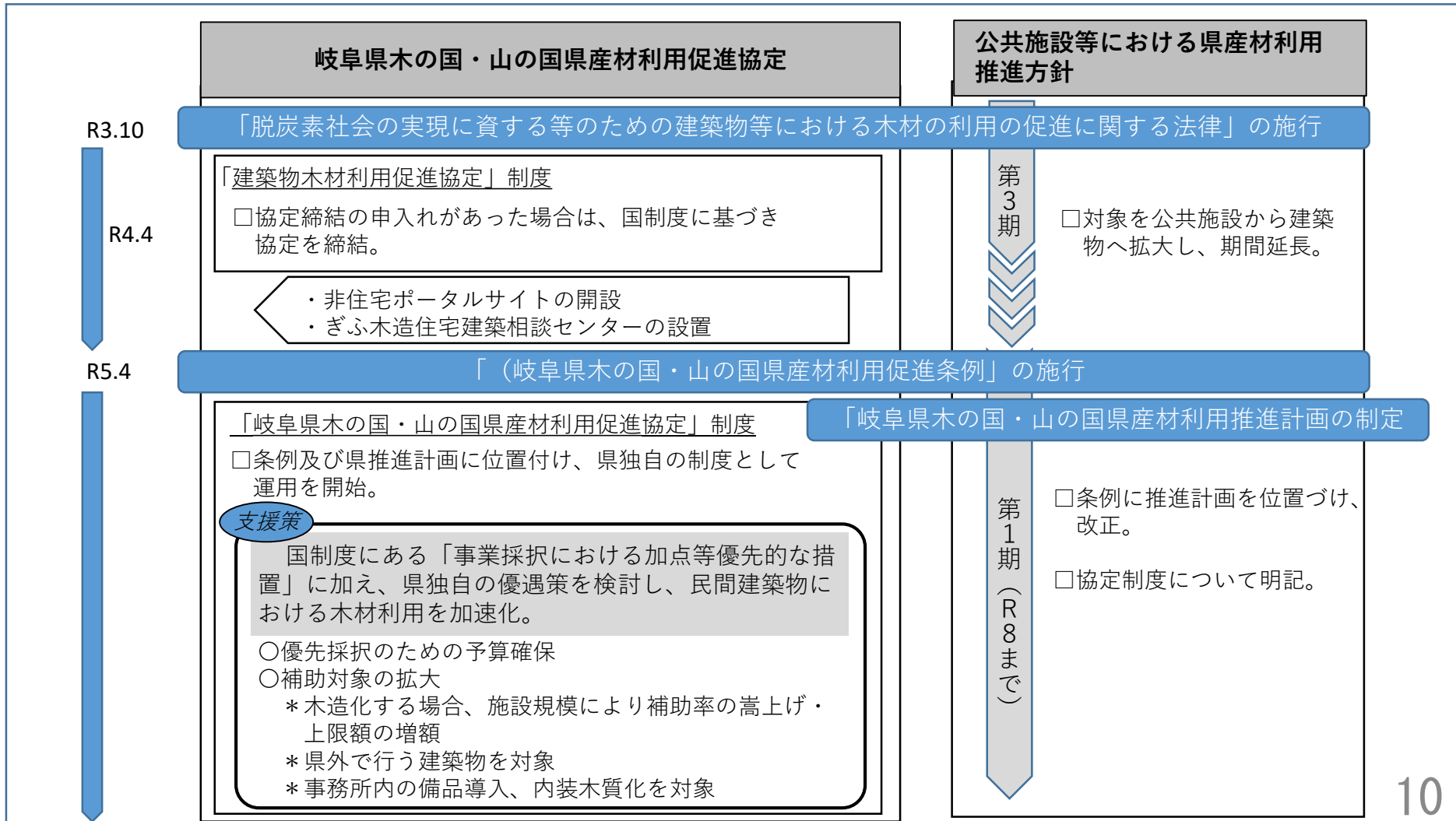
### 協定締結・公表

## 協定の内容

1. 協定締結者
2. 県産材利用促進構想の内容
  - ・ 県産材を利用する協定締結者による「県産材の利用に関する構想」
  - ・ 県産材の供給などを通じて県産材利用の促進を行う協定締結者による「県産材の利用の促進に関する構想」
3. 構想の達成に向けた取組の内容
  - ・ 2. の構想を達成するための取組み
  - ・ 継続的かつ可能な限り数値目標を示した具体的な取組み
  - ・ 地域の特色を活かした内容
4. 県の取組
5. 対象区域（県内または国内）
6. 有効期間（5年間）

# 3-4 本県の方針案 「県産材利用促進協定」

- ◇県独自の協定制度として、優遇策を拡充。
- ◇拡充内容として、補助事業の別枠予算確保、補助対象の拡大、施設規模に応じ補助率の割り増し等。



**記 載 例**

(別記様式第1号) (第3の1関係)

令和 年 月 日

岐阜県木の国・山の国県産材利用促進協定の締結に係る申請書

岐阜県知事 様

住所又は所在地  
事業者名・団体名  
代表者役職・氏名

岐阜県木の国・山の国県産材利用促進協定実施要領第3の1の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 県産材利用促進構想

県内外の店舗及び事務所を建築、リフォームする際には、岐阜県産材を積極的に利用する。また、店舗や事務所内の椅子、机等の備品の入れ替え時には、岐阜県産材を利用した備品を積極的に採用する。

協定期間内に県産材をどのように利用するのかを記載

2 構想の内容の区分 (複数選択可)

区分	該当	3の記載欄
ア 建築物の木造化、内装木質化における県産材利用	■	①②
イ 事業施設の構築物・備品・家具・日用品の導入における県産材利用	■	③④
ウ 事業活動の実施における県産材利用	□	⑤⑥

1の構想内容について該当する項目にチェックを入れる

3 対象期間における、構想の達成に向けた取組の内容

目標区分	目標数値 (○年度合計)	目標数値の根拠及び実現に向けた具体的取組
①建築棟数(棟)	2棟	県内及び県外の店舗を各1店舗、木造化する。
②県産材使用量(m <sup>3</sup> )	10m <sup>3</sup>	県内の既存1店舗を内装木質化する。
③導入施設数(施設)	3施設	県内1店舗、県外2店舗に県産材を活用した椅子、テーブル等を導入
④導入数(単位)	80台	県内店舗：椅子30、テーブル15 県外店舗：椅子20、テーブル10、販売棚5
⑤事業活動における 県産材利用の内容(単位)	-	
⑥利用計画数(単位)	-	

2でチェックを入れた項目の内容を具体的に記載

4 PR計画

○ホームページ及び毎月発行している広報誌により、岐阜県産材の活用について紹介。  
○備品を導入する店舗では、岐阜県産材の利用を促進するパンフレット等を設置。  
○社員向けメールマガジンで岐阜県産材の椅子、テーブル等を紹介。

協定に基づく取り組みについて、どのようにPRするのかを記載

5 構想の対象区域 岐阜県内及び○○県内

6 構想の対象期間 令和5年7月27日 ~ 令和10年7月26日 (5年間)

協定期間は、原則5年で設定

※3者以上で協定を締結しようとするときは、当様式を準用し、代表となる者が申請する。

担当部署	担当者	連絡先	
------	-----	-----	--